

鋸南町地域おこし協力隊（地域農業振興）募集要項

令和 8 年 9 月
鋸南町地域振興課

鋸南町は、東京都心から車で約 80 分という好立地にあり、多くの里山や海に囲まれ、山間部には田畑が広がる自然豊かな町です。古くから水稻や花き栽培などの農業が盛んに行われています。

観光の面では、平成 27 年 12 月に、廃校となった町立保田小学校をリノベーションした「都市交流施設・道の駅保田小学校」がオープン、令和 5 年 10 月には施設拡張により「保田小附属ようちえん」がオープンし、令和 7 年度は 96 万人の観光客が訪れました。桜や水仙など季節の花が楽しめる佐久間ダムや、日本遺産候補地域になっている鋸山など、自然に関わる観光スポットも人気となっています。

このような中、人口減少に伴い農業従事者の減少や高齢化も顕著となっており、地域農業の担い手不足も深刻化しております。また、人の手が入らなくなった遊休農地が増加することで、イノシシやシカなどの有害獣の生息域が拡大し、農作物への被害も増加傾向にあります。こういった状況は、農業者の生産意欲を低下させ、やがて地域全体の活力が失われてしまうことが懸念されます。

こうした課題を解決するため、これからの鋸南町の農業を支える担い手を確保し、自然豊かで活気のある環境づくりを目指します。

これらの推進に向けて、地域外からの人材を積極的に受入れ、新たな視点や発想による地域活性化に取り組むため、次のとおり「地域おこし協力隊（地域農業振興）」を募集します。

任用形態	鋸南町地域おこし協力隊として、鋸南町長が委嘱します。 (町との雇用関係なし) ※副業は活動の妨げにならない範囲で可能です。
募集区分	①地域農業振興（水稻・野菜） ②地域農業振興（花き）
業務概要	①・研修先農家での農業研修（農業技術、就農に向けた知識の習得） ・SNSを活用し、農業の魅力や日々の活動を発信 ・集落営農や農業法人の設立など、地域ぐるみで農業に取り組む仕組みづくり ・鋸南町のブランドとなる新たな作物導入への取組 ・その他、地域の課題解決への取組や地域農業振興に関すること (遊休農地を活用した放牧牛導入の取組など) ②・研修先農家での農業研修（農業技術、就農に向けた知識の習得） 主な栽培品種：菊、アスター、カーネーション ・SNSを活用し、農業の魅力や日々の活動を発信 ・その他、地域の課題解決への取組や地域農業振興に関すること (花きを活用した6次産業化の推進や、地域で栽培されていない新たな品目の導入・栽培への取組など)
募集人数	3名
募集対象	・年齢20歳以上55歳以下の方（着任時） ・三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く）から鋸南町に生活の拠点を移し、隊員として委嘱後、町に住民票を異動することができる方 ・協力隊員としての任期が終了した後、鋸南町への定住を目指す、又は鋸南町の地域の振興に資する活動が続けようとする方 ・心身ともに健康で、誠実に職務を遂行できる方

	・地域協力活動に理解と意欲があり、地域行事などへ積極的に参加し、地域住民や行政とコミュニケーションを図る意思がある方 ・普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障がない方（ＡＴ限定可） ・パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、メール及びＳＮＳ等）ができる方 ・地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条に規定する欠格条項に該当しない方 ・暴力団員、暴力団関係事業者に関わりのない方
活動拠点	鋸南町全域 （主たる事務所は、鋸南町役場）
委嘱期間	委嘱した日（令和８年１１月以降）から令和９年３月３１日まで ※なお、次年度の委嘱に関しては双方協議の上、決定するものとし、委嘱の最長期間は３年とします。
活動日数・時間	（１）活動時間は、原則として１日７時間４５分とします。 （２）活動日数は、原則として１ヶ月２０日間とします。
報償費等	（１）報償費は月額２９１，０００円以内とします。 （１ヶ月間の活動日数が２０日に満たない場合は、１日当たり１４，５５０円の日割り計算により支給するものとします。） なお、支払時には、所得税が控除されます。 （２）住民税などの税金、国民健康保険料及び国民年金保険料等は隊員の自己負担となります。 （雇用契約ではないため、雇用保険や社会保険の加入はありません）
活動経費	住居・活動用車両の借上料や活動に必要な物品等の経費は、予算の範囲内で町が補助します。 ただし、転居にかかる費用、家財道具、光熱水費、その他日用品や生活費等は自己負担となります。 また、委嘱期間２年目から委嘱期間終了後１年以内に町内で起業または事業承継される場合、起業または事業承継に係る経費について、予算の範囲内で町が補助します。
住居	基本的には隊員自ら住居を確保していただくことになりますが、町としても可能な限り情報提供をします。
応募方法	（１）提出書類 ①鋸南町地域おこし協力隊応募用紙（指定様式） ②活動目標レポート ③履歴書（写真貼付） ④住民票抄本（提出日の１か月以内に発行されたもの） ⑤運転免許証の写し（両面） （２）応募方法 提出書類に必要事項を記入し、鋸南町地域振興課農林水産振興室へ郵送または電子メールにより提出してください。 （３）事前相談 必須ではありませんが、委嘱後のミスマッチを防ぐため、要望に応じて事前相談を対面又はオンラインで実施します。お互いの考えを共有し、応募前に疑問点などを解消します。 対面の場合は、研修先農家のほ場見学等も可能です。
応募受付期間	令和８年 ９月 ４日（金）から 令和８年１０月２３日（金）まで（郵送の場合は必着）

現地案内 (事前下見)	応募に際して、事前に「実際に鋸南町を見てみたい」という方がおられましたら、日程調整の上、町職員がご案内いたします。ただし、日程によっては対応困難な場合もありますので、ご了承ください。
選考方法	(1) 第1次選考(書類選考) 書類選考の上、結果を文書にて応募者全員に通知します。 (2) 第2次選考(個人面接) 第1次選考合格者を対象に、鋸南町役場にて面接を行います。日程等詳細については、第1次選考結果通知の際にお知らせします。 (3) 選考結果の通知 選考の結果は、文書にて通知します。 ※提出書類の郵送料、面接に要する交通費など本応募に要する経費は応募者の負担となります。
応募、問い合わせ先	〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458 鋸南町地域振興課農林水産振興室(担当：白熊) TEL 0470-55-4805 FAX 0470-55-0421 E-mail nourin@town.kyonan.chiba.jp